

平成 29 年 10 月 31 日

【続報 2】 この度の平成 29 年台風第 21 号による被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の平成 29 年台風第 21 号による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 保険料払込猶予期間の特別措置

○お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

○お客さま専用フリーダイヤル **0120-331-788**

※ 受付時間：月-金 10 時から 17 時まで(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

2. 保険金の簡易迅速なお支払い

○お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、事故報告時にお申し出ください。

事故センターフリーダイヤル **0120-818-230**

適用市町村 三重県伊勢市、三重県度会郡玉城町、和歌山県新宮市、京都府舞鶴市

適用日 平成 29 年 10 月 30 日（三重県伊勢市 10 月 26 日より適用、
三重県度会郡玉城町、和歌山県新宮市 10 月 27 日より適用）

以上